

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年8月7日
【四半期会計期間】	第124期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
【会社名】	株式会社 常陽銀行
【英訳名】	The Joyo Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 寺 門 一 義
【本店の所在の場所】	水戸市南町2丁目5番5号
【電話番号】	(029)231-2151(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 中 島 文 規
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲2丁目7番2号 株式会社常陽銀行 経営企画部東京事務所
【電話番号】	(03)3272-8791
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 岡 崎 信 一
【縦覧に供する場所】	株式会社常陽銀行 東京営業部  (東京都中央区八重洲2丁目7番2号)  株式会社常陽銀行 福島支店  (福島市本町6番1号)  株式会社東京証券取引所  (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 株式会社常陽銀行福島支店は、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の便宜のため、縦覧に供する場所としております。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

		平成25年度第1四半期 連結累計期間	平成26年度第1四半期 連結累計期間	平成25年度
		(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
経常収益	百万円	50,740	41,516	159,179
うち信託報酬	百万円	11	13	25
経常利益	百万円	18,714	14,508	41,320
四半期純利益	百万円	12,090	9,640	—
当期純利益	百万円	—	—	25,042
四半期包括利益	百万円	△7,890	26,210	—
包括利益	百万円	—	—	25,372
純資産額	百万円	493,397	529,708	516,971
総資産額	百万円	8,509,839	8,934,042	8,536,571
1株当たり四半期純利益金額	円	16.12	13.17	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	33.52
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額	円	16.11	13.17	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	33.51
自己資本比率	%	5.7	5.8	6.0
信託財産額	百万円	3,527	2,969	3,513

(注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3 自己資本比率は、((四半期)期末純資産の部合計－(四半期)期末新株予約権－(四半期)期末少数株主持分)を(四半期)期末資産の部の合計で除して算出しております。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当行及び連結子会社の「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### 業績の状況

当第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日～平成26年6月30日）における経常収益は、有価証券利息配当金の増加等により資金運用収益が増加したものの、国債等債券売却益（その他業務収益）、株式等売却益（その他経常収益）の減少を主因に、前年同期比92億円減少し415億円となりました。

経常費用は、国債等債券売却損（その他業務費用）、株式等売却損（その他経常費用）の減少を主因に、前年同期比50億円減少し270億円となりました。

以上により、経常利益は、前年同期比42億円減少し145億円となりました。四半期純利益は、前年同期比24億円減少し96億円となりました。

セグメント情報では、銀行業務の経常収益が前年同期比93億円減少し361億円となり、セグメント利益（経常利益）は前年同期比43億円減少し132億円となりました。リース業務の経常収益は前年同期比3億円増加し45億円となり、セグメント利益（経常利益）は前年同期と同水準の2億円となりました。その他の経常収益は前年同期比2億円減少し26億円となり、セグメント利益（経常利益）は前年同期と同水準の8億円となりました。

当第1四半期連結会計期末（平成26年6月末）の総資産は、現金預け金や貸出金、有価証券の増加等により、前連結会計年度末比3,974億円増加し8兆9,340億円となりました。

負債は、預金や借入金、新株予約権付社債の増加等により、前連結会計年度末比3,847億円増加し8兆4,043億円となりました。

純資産は、利益剰余金やその他有価証券評価差額金の増加等により、前連結会計年度末比127億円増加し5,297億円となりました。

#### 国内・国際業務部門別収支

資金運用収支については、国内業務部門で224億4百万円、国際業務部門で13億58百万円、全体では237億62百万円となりました。

また、役務取引等収支については、国内業務部門で50億83百万円、国際業務部門で48百万円、全体では43億75百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第1四半期連結累計期間	22,463	1,066	△9	23,520
	当第1四半期連結累計期間	22,404	1,358	△0	23,762
うち資金運用収益	前第1四半期連結累計期間	23,614	1,268	△117	24,764
	当第1四半期連結累計期間	23,519	1,572	△115	24,976
うち資金調達費用	前第1四半期連結累計期間	1,150	201	△108	1,243
	当第1四半期連結累計期間	1,115	214	△114	1,214
信託報酬	前第1四半期連結累計期間	11	—	—	11
	当第1四半期連結累計期間	13	—	—	13
役務取引等収支	前第1四半期連結累計期間	5,298	35	△781	4,552
	当第1四半期連結累計期間	5,083	48	△757	4,375
うち役務取引等収益	前第1四半期連結累計期間	7,273	54	△999	6,328
	当第1四半期連結累計期間	7,101	69	△1,044	6,126
うち役務取引等費用	前第1四半期連結累計期間	1,975	18	△217	1,775
	当第1四半期連結累計期間	2,017	20	△286	1,751
特定取引収支	前第1四半期連結累計期間	80	345	△2	423
	当第1四半期連結累計期間	110	117	△1	226
うち特定取引収益	前第1四半期連結累計期間	80	345	△2	423
	当第1四半期連結累計期間	110	117	△1	226
うち特定取引費用	前第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
その他業務収支	前第1四半期連結累計期間	3,041	△602	—	2,439
	当第1四半期連結累計期間	1,293	246	—	1,540
うちその他業務収益	前第1四半期連結累計期間	5,104	319	—	5,424
	当第1四半期連結累計期間	1,293	246	—	1,540
うちその他業務費用	前第1四半期連結累計期間	2,062	922	—	2,984
	当第1四半期連結累計期間	—	—	—	—

(注) 1 「国内業務部門」は、当行の国内店及び国内に本店を有する(連結)子会社(以下、国内(連結)子会社という。)の円建取引であります。また、「国際業務部門」は当行の国内店及び国内(連結)子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額は、連結会社間の相殺消去額及び国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借利息を計上しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、国内業務部門が71億1百万円、国際業務部門が69百万円となり、合計で61億26百万円となりました。  
一方、役務取引等費用は、国内業務部門が20億17百万円、国際業務部門が20百万円となり、合計で17億51百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第1四半期連結累計期間	7,273	54	△999	6,328
	当第1四半期連結累計期間	7,101	69	△1,044	6,126
うち預金・貸出業務	前第1四半期連結累計期間	1,448	—	△1	1,446
	当第1四半期連結累計期間	1,450	—	△6	1,444
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	1,536	31	△7	1,560
	当第1四半期連結累計期間	1,527	33	△7	1,553
うち信託関連業務	前第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
うち証券関連業務	前第1四半期連結累計期間	1,264	16	△35	1,245
	当第1四半期連結累計期間	1,035	31	△42	1,023
うち代理業務	前第1四半期連結累計期間	601	—	△0	601
	当第1四半期連結累計期間	554	—	△0	554
うち保護預り・貸金庫業務	前第1四半期連結累計期間	271	—	△0	271
	当第1四半期連結累計期間	277	—	△0	277
うち保証業務	前第1四半期連結累計期間	709	6	△233	482
	当第1四半期連結累計期間	758	4	△258	504
役務取引等費用	前第1四半期連結累計期間	1,975	18	△217	1,775
	当第1四半期連結累計期間	2,017	20	△286	1,751
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	301	6	—	308
	当第1四半期連結累計期間	309	5	—	314

(注) 1 「国内業務部門」は、当行の国内店及び国内（連結）子会社の円建取引であります。「国際業務部門」は当行の国内店及び国内（連結）子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。  
2 相殺消去額は、連結会社間の相殺消去額を計上しております。

国内・国際業務部門特定取引の状況

特定取引収益は、国内業務部門で商品有価証券収益に66百万円、特定金融派生商品収益に44百万円、国際業務部門で商品有価証券収益に1億17百万円計上いたしました。  
特定取引費用は、計上しておりません。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前第1四半期連結累計期間	80	345	△2	423
	当第1四半期連結累計期間	110	117	△1	226
うち商品有価証券収益	前第1四半期連結累計期間	45	345	△2	388
	当第1四半期連結累計期間	66	117	△1	182
うち特定取引有価証券収益	前第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品収益	前第1四半期連結累計期間	34	—	—	34
	当第1四半期連結累計期間	44	—	—	44
うちその他の特定取引収益	前第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
特定取引費用	前第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
うち商品有価証券費用	前第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品費用	前第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
うちその他の特定取引費用	前第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結累計期間	—	—	—	—

(注) 1 「国内業務部門」は、当行の国内店及び国内（連結）子会社の円建取引であります。「国際業務部門」は当行の国内店及び国内（連結）子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。  
2 相殺消去額は、連結会社間の相殺消去額を計上しております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第1四半期連結会計期間	7,502,859	67,285	△11,135	7,559,009
	当第1四半期連結会計期間	7,654,296	55,551	△10,147	7,699,700
うち流動性預金	前第1四半期連結会計期間	4,553,815	—	△6,789	4,547,026
	当第1四半期連結会計期間	4,712,888	—	△6,903	4,705,985
うち定期性預金	前第1四半期連結会計期間	2,886,849	—	△4,210	2,882,639
	当第1四半期連結会計期間	2,852,798	—	△3,210	2,849,588
うちその他	前第1四半期連結会計期間	62,193	67,285	△136	129,343
	当第1四半期連結会計期間	88,609	55,551	△34	144,126
譲渡性預金	前第1四半期連結会計期間	8,328	—	△1,100	7,228
	当第1四半期連結会計期間	10,577	—	△4,400	6,177
総合計	前第1四半期連結会計期間	7,511,187	67,285	△12,235	7,566,238
	当第1四半期連結会計期間	7,664,873	55,551	△14,547	7,705,877

(注)1 「国内業務部門」は、当行の国内店及び国内(連結)子会社の円建取引であります。「国際業務部門」は当行の国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

- 2 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
- 3 定期性預金=定期預金
- 4 相殺消去額は、連結会社間の相殺消去額を計上しております。

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	5,126,947	100.00	5,411,021	100.00
製造業	758,919	14.80	742,640	13.72
農業、林業	13,783	0.27	15,524	0.29
漁業	3,457	0.07	3,465	0.06
鉱業、採石業、砂利採取業	19,163	0.37	17,798	0.33
建設業	142,202	2.77	146,719	2.71
電気・ガス・熱供給・水道業	50,371	0.98	50,795	0.94
情報通信業	38,271	0.75	36,760	0.68
運輸業、郵便業	165,854	3.23	179,791	3.32
卸売業、小売業	597,070	11.65	589,013	10.89
金融業、保険業	130,491	2.55	194,520	3.59
不動産業、物品賃貸業	813,560	15.87	901,366	16.66
医療、福祉等サービス業	373,363	7.28	376,967	6.97
地方公共団体	789,862	15.41	805,149	14.88
その他	1,230,574	24.00	1,350,507	24.96
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	5,126,947	—	5,411,021	—

(注) 「国内」とは、当行及び国内(連結)子会社であります。

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、提出会社1社です。

信託財産の運用/受入状況(信託財産残高表)

科目	資産			
	前連結会計年度 (平成26年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
信託受益権	162	4.62	100	3.39
有形固定資産	3,068	87.31	2,565	86.40
無形固定資産	142	4.06	142	4.80
その他債権	6	0.19	2	0.07
銀行勘定貸	19	0.55	3	0.12
現金預け金	114	3.27	154	5.22
合計	3,513	100.00	2,969	100.00

科目	負債			
	前連結会計年度 (平成26年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	35	1.00	34	1.17
包括信託	3,478	99.00	2,934	98.83
合計	3,513	100.00	2,969	100.00

(注) 元本補てん契約のある信託については、前連結会計年度及び当第1四半期連結会計期間の取扱残高はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,167,515,000
計	2,167,515,000

###### ② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年8月7日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	789,231,875	769,231,875	東京証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式。 単元株式数は1,000株であります。
計	789,231,875	769,231,875	—	—

(注) 平成26年4月8日開催の取締役会決議により、平成26年7月18日付で自己株式の消却を実施いたしました。これにより発行済株式総数は20,000,000株減少し、提出日現在769,231,875株となっております。

##### (2) 【新株予約権等の状況】

当行は、当第1四半期会計期間において、新株予約権付社債を発行しております。当該新株予約権付社債の内容は、次のとおりであります。

2019年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債 (平成26年4月24日発行)	
決議年月日	平成26年4月8日
新株予約権の数	3,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	49,586,776株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	6.05米ドル(注2)
新株予約権の行使期間	平成26年5月9日～平成31年4月10日(注3)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注4)
新株予約権の行使の条件	(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	(注6)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注7)

(注) 1 本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当行普通株式(単元株式数1,000株)とし、その行使により当行が当行普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を(注)2記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2 (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(2) 本新株予約権の行使時の払込金額(以下「転換価額」という。)は米ドル建とし、当初転換価額は、6.05米ドルとする。転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当行が当行普通株式の時価を下回る払込金額で当行普通株式を発行し又は当行の保有する当行普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当行の発行済普通株式(当行が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当行普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当行普通株式の時価を下回る価額をもって当行普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

3 (1) 本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、(2) 当行による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また(3) 本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、平成31年4月10日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当行による本新株予約権付社債の取得の場合、本新株予約権付社債の要項に従い、取得通知の翌日から取得日までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当行の本新株予約権付社債の要項に定める組織再編等を行うために必要であると当行が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当行が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

4 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

5 (1) 各本新株予約権の一部行使はできない。

(2) 平成31年1月25日(但し、当日を除く。)までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当行普通株式の終値をそれぞれの取引日における為替レートにより米ドルに換算し1セント未満を四捨五入した金額が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%(1セント未満を四捨五入)を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日(但し、平成31年1月1日に開始する四半期に関しては、平成31年1月24日)までの期間において、本新株予約権を行使することができる。

- 6 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
- 7 (1) 組織再編等が生じた場合、当行は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、①その時点で適用のある法律上実行可能であり、②そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、③当行又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当行がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当行は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(1)に記載の当行の努力義務は、当行が受託会社に対して承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当行は予想していない旨の証明書を交付する場合、適用されない。「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当行の義務を引き受ける会社をいう。
- (2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。
- ① 新株予約権の数  
当該組織再編等の効力発生日の直前に残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。
  - ② 新株予約権の目的である株式の種類  
承継会社等の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である株式の数  
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は(注)2(2)と同様の調整に服する。
    - (i) 合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当行普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
    - (ii) 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額  
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
  - ⑥ その他の新株予約権の行使の条件  
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、(注)5(2)と同様の制限を受ける。
  - ⑦ 承継会社等による新株予約権付社債の取得  
承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された社債を本新株予約権付社債の要項の定めに従い取得することができる。
  - ⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
  - ⑨ 組織再編等が生じた場合  
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。
  - ⑩ その他  
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。
- (3) 当行は、上記(1)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当行の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年4月1日～ 平成26年6月30日	—	789,231	—	85,113	—	58,574

(注) 平成26年4月8日開催の取締役会決議により、平成26年7月18日付で自己株式の消却を実施いたしました。これにより発行済株式総数は20,000,000株減少し、提出日現在769,231,875株となっております。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成26年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 43,438,000	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 741,860,000	741,860	同上
単元未満株式	普通株式 3,933,875	—	同上
発行済株式総数	789,231,875	—	—
総株主の議決権	—	741,860	—

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ2,000株及び800株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が2個含まれております。

2 「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式898株が含まれております。

3 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成26年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

## ② 【自己株式等】

平成26年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社常陽銀行	水戸市南町2丁目5番5号	43,438,000	—	43,438,000	5.50
計	—	43,438,000	—	43,438,000	5.50

## 2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。



## 第4 【経理の状況】

1. 当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（自平成26年4月1日 至平成26年6月30日）及び第1四半期連結累計期間（自平成26年4月1日 至平成26年6月30日）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	224,661	511,765
コールローン及び買入手形	7,181	2,490
買入金銭債権	14,660	15,026
特定取引資産	3,387	3,466
有価証券	※3 2,760,304	※3 2,803,336
貸出金	※1,※2 5,363,389	※1,※2 5,411,021
外国為替	2,251	3,043
リース債権及びリース投資資産	36,081	35,558
その他資産	47,812	69,586
有形固定資産	96,121	95,641
無形固定資産	10,902	10,993
退職給付に係る資産	—	390
繰延税金資産	2,245	2,265
支払承諾見返	14,522	14,990
貸倒引当金	△46,915	△45,500
投資損失引当金	△35	△35
資産の部合計	8,536,571	8,934,042
<b>負債の部</b>		
預金	7,479,902	7,699,700
譲渡性預金	10,030	6,177
コールマネー及び売渡手形	71,839	54,302
債券貸借取引受入担保金	105,996	109,838
特定取引負債	141	162
借入金	218,248	368,099
外国為替	353	436
社債	15,000	15,000
新株予約権付社債	—	30,408
信託勘定借	19	3
その他負債	62,790	54,785
役員賞与引当金	48	—
退職給付に係る負債	8,834	9,831
役員退職慰労引当金	39	28
睡眠預金払戻損失引当金	1,993	1,969
ポイント引当金	127	120
利息返還損失引当金	2	2
偶発損失引当金	1,505	1,382
特別法上の引当金	1	1
繰延税金負債	14,352	23,305
再評価に係る繰延税金負債	11,872	11,849
負ののれん	1,975	1,935
支払承諾	14,522	14,990
負債の部合計	8,019,600	8,404,333

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
純資産の部		
資本金	85,113	85,113
資本剰余金	58,574	58,574
利益剰余金	300,506	306,080
自己株式	△21,079	△30,440
株主資本合計	423,113	419,327
その他有価証券評価差額金	86,445	102,599
繰延ヘッジ損益	△2,072	△1,975
土地再評価差額金	12,184	12,142
退職給付に係る調整累計額	△5,656	△5,414
その他の包括利益累計額合計	90,900	107,352
新株予約権	113	112
少数株主持分	2,843	2,916
純資産の部合計	516,971	529,708
負債及び純資産の部合計	8,536,571	8,934,042

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
経常収益	50,740	41,516
資金運用収益	24,764	24,976
(うち貸出金利息)	17,409	16,994
(うち有価証券利息配当金)	7,177	7,810
信託報酬	11	13
役務取引等収益	6,328	6,126
特定取引収益	423	226
その他業務収益	5,424	1,540
その他経常収益	※1 13,788	※1 8,633
経常費用	32,026	27,007
資金調達費用	1,243	1,214
(うち預金利息)	718	642
役務取引等費用	1,775	1,751
その他業務費用	2,984	—
営業経費	19,020	18,769
その他経常費用	※2 7,001	※2 5,272
経常利益	18,714	14,508
特別利益	0	0
固定資産処分益	0	0
特別損失	99	161
固定資産処分損	55	84
減損損失	43	77
金融商品取引責任準備金繰入額	—	0
税金等調整前四半期純利益	18,615	14,348
法人税、住民税及び事業税	6,308	4,343
法人税等調整額	154	294
法人税等合計	6,463	4,638
少数株主損益調整前四半期純利益	12,152	9,710
少数株主利益	61	69
四半期純利益	12,090	9,640

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	12,152	9,710
その他の包括利益	△20,042	16,499
その他有価証券評価差額金	△20,437	16,160
繰延ヘッジ損益	395	97
退職給付に係る調整額	-	241
四半期包括利益	△7,890	26,210
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△7,952	26,134
少数株主に係る四半期包括利益	62	75

【注記事項】

(会計方針の変更)

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に対応する単一年数の債券利回りを基礎として決定する方法から退職給付の支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第1四半期連結会計期間の期首の退職給付に係る負債への影響額合計が、1,156百万円増加(うち、年金制度は1,962百万円減少、一時金制度は3,119百万円増加)し、利益剰余金が748百万円減少しております。また、当第1四半期連結累計期間の経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当行の有形固定資産は、従来、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))及びリース資産については定額法を採用していましたが、当第1四半期連結会計期間より定額法へ変更しております。

当行は、当期よりスタートした第12次中期経営計画「地域の未来を協創するベストパートナーバンク」において、営業チャネルの革新、営業・事務プロセスの革新等に取り組むこととしております。具体的には、営業強化や顧客利便性向上を目的とした営業用店舗の大幅改修や建替、事務機器等の更改投資等を予定しております。これらの投資案件について、投資形態の在り方も含め総合的に検討を行った結果、当行の営業用店舗等及び事務機器等は長期安定的に使用され、その使用価値は存続期間を通じて概ね一定であるため、使用実態に合わせて減価償却方法を定額法へ変更することが、経営の実態をより適切に反映するものと判断いたしました。

この変更により、従来の方によった場合に比べて、当第1四半期連結累計期間の経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ319百万円増加しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 貸出金のうち、リスク管理債権は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
破綻先債権額	1,694百万円	1,331百万円
延滞債権額	100,471百万円	96,915百万円
3ヵ月以上延滞債権額	944百万円	874百万円
貸出条件緩和債権額	23,823百万円	23,303百万円
合計額	126,933百万円	122,424百万円

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※2 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
融資未実行残高	1,552,123百万円	1,552,153百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	876,495百万円	900,746百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※3 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
	17,704百万円	19,160百万円

(四半期連結損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
償却債権取立益	841百万円	532百万円
貸倒引当金戻入益	一百万円	120百万円

※2 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
貸出金償却	738百万円	766百万円
株式等売却損	1,254百万円	79百万円
貸倒引当金繰入額	13百万円	一百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）及び負ののれん償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
減価償却費	1,307百万円	1,299百万円
負ののれん償却額	39百万円	39百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間（自平成25年4月1日 至平成25年6月30日）

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月26日 定時株主総会	普通株式	3,378	4.5	平成25年3月31日	平成25年6月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間（自平成26年4月1日 至平成26年6月30日）

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	3,356	4.5	平成26年3月31日	平成26年6月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	銀行業務	リース 業務	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	45,058	4,011	49,069	1,671	50,740	—	50,740
セグメント間の内部経常収益	480	135	616	1,224	1,840	△1,840	—
計	45,538	4,146	49,685	2,895	52,581	△1,840	50,740
セグメント利益	17,567	236	17,803	921	18,725	△11	18,714

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、保証業務、銀行事務代行業務及び証券業務を含んでおります。

3 セグメント利益の調整額△11百万円には、セグメント間取引消去△172百万円、負ののれん償却額39百万円及びリース資産に係る減価償却の補正額121百万円が含まれております。

4 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当ありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当ありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当ありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

1. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	銀行業務	リース 業務	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	35,703	4,409	40,112	1,404	41,516	—	41,516
セグメント間の内部経常収益	468	129	598	1,243	1,841	△1,841	—
計	36,172	4,538	40,711	2,647	43,358	△1,841	41,516
セグメント利益	13,225	268	13,493	823	14,358	150	14,508

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、保証業務、銀行事務代行業務及び証券業務を含んでおります。

3 セグメント利益の調整額 150百万円には、セグメント間取引消去 △48百万円、負ののれん償却額 39百万円及びリース資産に係る減価償却の補正額 208百万円が含まれております。

4 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、当行の有形固定資産は、従来、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))及びリース資産については定額法)を採用していましたが、当第1四半期連結会計期間より定額法へ変更しております。

当行は、当期よりスタートした第12次中期経営計画「地域の未来を協創するベストパートナーバンク」において、営業チャネルの革新、営業・事務プロセスの革新等に取り組むこととしております。具体的には、営業強化や顧客利便性向上を目的とした営業用店舗の大幅改修や建替、事務機器等の更改投資等を予定しております。これらの投資案件について、投資形態の在り方も含め総合的に検討を行った結果、当行の営業用店舗等及び事務機器等は長期安定的に使用され、その使用価値は存続期間を通じて概ね一定であるため、使用実態に合わせて減価償却方法を定額法へ変更することが、経営の実態をより適切に反映するものと判断いたしました。

この変更により、従来の方によった場合に比べて、当第1四半期連結累計期間の「銀行業務」のセグメント利益は319百万円増加しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当ありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当ありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当ありません。



(有価証券関係)

※四半期連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1 満期保有目的の債券  
前連結会計年度(平成26年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
債券	35,757	35,986	228
国債	13,503	13,504	1
地方債	49	50	0
社債	22,204	22,431	226
その他	—	—	—
外国債券	—	—	—
その他	—	—	—
合計	35,757	35,986	228

当第1四半期連結会計期間(平成26年6月30日)

	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
債券	37,214	37,464	250
国債	13,504	13,506	2
地方債	49	50	0
社債	23,660	23,907	247
その他	—	—	—
外国債券	—	—	—
その他	—	—	—
合計	37,214	37,464	250

2 その他有価証券  
前連結会計年度(平成26年3月31日)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
株式	126,822	209,133	82,311
債券	2,042,764	2,078,059	35,294
国債	1,344,743	1,368,039	23,295
地方債	319,736	323,554	3,817
社債	378,284	386,466	8,181
その他	423,093	436,951	13,857
外国債券	301,505	303,059	1,554
その他	121,588	133,891	12,302
合計	2,592,681	2,724,144	131,463

当第1四半期連結会計期間(平成26年6月30日)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	128,986	227,244	98,257
債券	2,035,640	2,073,931	38,291
国債	1,334,120	1,358,854	24,733
地方債	323,899	327,971	4,072
社債	377,620	387,105	9,484
その他	446,440	466,355	19,915
外国債券	320,125	324,354	4,228
その他	126,314	142,001	15,686
合計	2,611,067	2,767,531	156,464

(注) 前連結会計年度及び当第1四半期連結累計期間における減損処理はありません。

(デリバティブ取引関係)

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成26年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	307,840	330	330
	金利オプション	—	—	—
	キャップ	680	△0	5
	スワップション	97,566	△0	114
その他	—	—	—	
合計		—	330	450

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

当第1四半期連結会計期間(平成26年6月30日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	310,712	340	340
	金利オプション	—	—	—
	キャップ	640	△0	5
	スワップション	133,088	△0	139
その他	—	—	—	
合計		—	340	484

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成26年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	258,937	163	163
	為替予約	3,172	1	1
	通貨オプション	25,467	0	101
	その他	—	—	—
合計		—	164	265

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

当第1四半期連結会計期間(平成26年6月30日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	249,180	142	142
	為替予約	3,454	13	13
	通貨オプション	37,961	2	133
	その他	—	—	—
合計		—	157	289

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(平成26年3月31日)

該当ありません。

当第1四半期連結会計期間(平成26年6月30日)

該当ありません。

(4) 債券関連取引  
前連結会計年度(平成26年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	債券先物	434	0	0
	債券先物オプション	—	—	—
店頭	債券店頭オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
合 計		—	0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。  
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

当第1四半期連結会計期間(平成26年6月30日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	債券先物	435	△1	△1
	債券先物オプション	—	—	—
店頭	債券店頭オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
合 計		—	△1	△1

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。  
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引  
前連結会計年度(平成26年3月31日)  
該当ありません。

当第1四半期連結会計期間(平成26年6月30日)  
該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引  
前連結会計年度(平成26年3月31日)  
該当ありません。

当第1四半期連結会計期間(平成26年6月30日)  
該当ありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	円	16.12	13.17
(算定上の基礎)			
四半期純利益	百万円	12,090	9,640
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る四半期純利益	百万円	12,090	9,640
普通株式の期中平均株式数	千株	749,747	731,612
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円	16.11	13.17
(算定上の基礎)			
四半期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	398	328
うち新株予約権	千株	398	328
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		—	2019年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(額面総額3億米ドル)。この概要は、「新株予約権等の状況」に記載のとおり。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年8月6日

株式会社常陽銀行  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	麻 生 和 孝	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 内 正 彦	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長 尾 礎 樹	㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社常陽銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社常陽銀行及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。